

整骨院・接骨院で健康保険が 使えるケースは限られています!

整骨院・接骨院でよく見かける「各種保険取扱」とは、「健康保険が適用される負傷のみ健康保険適用になります」という意味です。すべての施術に健康保険が適用されるということではありません。

健康保険の 対象になる施術

- 骨折・不全骨折・脱臼 ※応急手当の場合を除き医師の同意が必要
- 捻挫 ○ 打撲 ○ 挫傷(肉離れ等)

健康保険の 対象にならない施術 (全額自己負担)

- × 肩こり・筋肉疲労などのマッサージ代替りの利用
- × ヘルニア・神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎などの病気による痛みやこり
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 保険医療機関で同じ負傷等の治療中のもの
- × 仕事中や通勤中におきた負傷 × 症状の改善が見られない長期の施術

柔道整復師にかかるときの注意事項

1. 負傷原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか)を正確に伝えましょう
2. 療養費支給申請書の内容(自己負担額、受療回数、負傷名・負傷原因、施術内容)をよく確認し、委任欄への署名(捺印)は自分で書きましょう
3. 領収証を必ずもらいましょう



長期にわたって 整骨院・接骨院にかかり、 症状の改善がみられないときは...

他の疾患が原因となっている可能性がありますので、重症化を防ぐために医療機関の受診をおすすめします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けた方に施術内容などの照会を行っています。

整骨院・接骨院からの請求の中には、健康保険の対象とならない誤った請求や不適切な請求が一部に見受けられます。医療費の適正化のために、施術日や施術内容等について照会させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。令和2年度から健保連北海道連合会の共同事業により、柔道整復療養費の施術内容の照会・確認を専門業者(株)大正オーディット)へ委託しています。

柔道整復師の施術内容以外にも照会文書を送付することがあります

当健康保険組合では療養費や傷病手当金など給付の適正化への取り組みとして、柔道整復師による施術内容の照会のほか、治療用装具等の申請内容や傷病手当金等の請求内容について照会文書を送付させていただくことがあります。封書が送られてきましたら、ご回答を記入のうえ必ずご返送くださいますようお願いいたします。